

## 重要事項説明書

### 1 当事業所が提供する通所リハビリテーションについての相談窓口

電話 03-5671-6003 (午前8時30分～午後5時30分)

FAX 03-5671-6004 (24時間受付)

担当 鈴木 友佳子 (チーフ) 粕谷 尚子 (サブチーフ)

\* ご不明な点は、何でもお尋ねください。

### 2 通所リハビリテーションの概要

#### (1) 事業所の名称・所在地等

事業所名	介護老人保健施設 ケア新小岩
所在地	葛飾区東新小岩2丁目1番12号
介護保険事業所番号	1357080989
通常の事業の実施地域*	葛飾区、江戸川区

\*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

#### (2) 職員体制 (基準数による)

区分	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	医師*	1		業務に関する管理
支援相談員	社会福祉士	1		相談業務
看護職員	看護師・准看護師	1		看護業務
介護職員	介護福祉士・他	4		介護業務
OT・PT・ST	OT・PT・ST	2		機能訓練業務

\*施設入所と兼務

#### (3) 施設の設備等の概要

定員	40名
デイケアルーム	243.64㎡
浴室	一般浴槽と特別浴槽
送迎車	5台

#### (4) 営業日、営業時間 緊急連絡先：03-5671-6003

営業日	月曜日～土曜日 12月31日～翌年1月2日を除く
営業時間	午前9時～午後5時

### 3 サービス内容

#### ① 送迎

運転手と介護職員が送迎いたします。

#### ② 食事

昼食とおやつを提供します。季節ごとの行事食を取り入れています。

#### ③ 入浴

一般浴・特殊浴があります。

#### ④ 機能訓練・リハビリテーション

生活動作訓練を中心とした作業療法・理学療法を行っています。

ご希望または必要に応じ、訪問指導も行います。

⑤ レクリエーション

集団レク、合唱・合奏、散歩、誕生会、季節行事等行っています。

⑥ 生活相談

支援相談員がご相談に応じます。

4 料金

(1) 利用料金 (自己負担割合 1割)

① 基本利用料 (6時間～7時間)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護給付費利用者負担金	789円	937円	1,082円	1,254円	1,422円

② 入浴介助加算 (I) 入浴1回あたり 45円

(II) 入浴1回あたり 67円

③ サービス提供体制強化加算 I 1日あたり 25円

④ 中重度者ケア体制加算 1日あたり 23円

⑤ リハビリテーション提供体制加算4 1日あたり 27円

リハビリテーションマネジメント加算A2

1月あたり 659円 (同意日の属する月から6月以内)

1月あたり 303円 (同意日の属する月から6月超)

⑥ 短期集中個別リハビリテーション実施加算 1日あたり 123円

⑦ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I) 1日あたり 267円

⑧ 科学的介護推進体制加算 1月あたり 45円

⑨ 口腔機能向上加算 (I) 1日あたり 167円 (月2回を限度)

(II) 1日あたり 178円 (月2回を限度)

⑩ 重度療養管理加算 1日あたり 111円 (要介護3・4・5に限る)

⑪ 食費 1日あたり740円 (昼食660円、おやつ80円) 全額自己負担

⑫ 日用品費 1日あたり150円か410円から選択してください。全額自己負担

⑬ 文書料 希望による作成時のみ

⑭ その他、おむつ代などの費用は、自己負担となります。

※所得により自己負担割合が2割・3割の場合には料金が異なりますのでご注意ください。

※①～⑩の自己負担額の金額は端数処理をしてありますので、回数等により金額が変わる場合があります。

※所定単位数の1000分の47に相当する単位数を介護職員処遇改善加算Iとして、1000分の20に相当する単位数を介護職員等特定処遇改善加算Iとして、1000分の10に相当する単位数を介護職員等ベースアップ等支援加算として算定します。

(2) キャンセル料

お客様の都合でサービス利用を中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前営業日午後5時までに ご連絡いただいた場合	無 料
② ご利用日の当日午前8時30分までに ご連絡いただいた場合	通所リハビリテーション利用料の 20%
③ ご利用日の当日午前8時30分までに ご連絡がなかった場合	通所リハビリテーション利用料の 50%

\*ご利用日が月曜日の場合はご注意ください。

### (3) 支払い方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、14日以内にお支払いください。  
お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、現金払い、口座引落のいずれかからご契約のときにお選びください。

## 5 健康上の理由による中止

- ① 風邪等、病状によりサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスの内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。  
その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。緊急連絡先・主治医の記載欄は【契約書別紙】にあります。
  - \* サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることが出来ます。ただし、定数分の予約が入っている日には、振り替え出来ませんのでご了承下さい。

## 6 サービスの特徴等

### (1) 運営の方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- ② 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止、または、要介護状態となることの予防に資するよう、目標を設定し計画的にサービスを提供する。
- ③ サービスの提供にあたっては、質の評価を行い、常に改善を図るものとする。

### (2) サービス利用のために

- \* 男性職員の有無 有
- \* 従業者への研修の実施 有
- \* サービスマニュアルの作成 有
- \* 時間延長実施の有無 無
- \*

### (3) サービス利用にあたっての留意事項

- ・送迎時間の連絡・・・利用開始にあたり、概ねの時間をご連絡します。変更の際には事前にご連絡します。
- ・体調確認・・・当日、ご利用の際に、必ず看護師が、血圧測定などの健康チェックをします。
- ・体調不良によるサービスの中止・変更・・・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・食事のキャンセル・・・利用日当日、利用者の皆様のご都合による食事のキャンセルの際は、食費をいただきます。なお、事前のキャンセルの際は食費をいただきません。

- ・時間の変更・・・・・・・・・・利用者の皆様のご都合による利用時間の変更があった場合も規定の利用料金をいただきます。継続的に利用時間を変更される場合は、居宅サービス計画の変更が必要となります。事前に当事業所または担当の介護支援専門員にご相談ください。
- ・設備、器具の利用・・・・・・・・当事業所の設備、器具の利用の際は、当事業所の従業員の指示に従ってください。
- ・機能訓練の内容・・・・・・・・作業療法士、理学療法士、言語聴覚士が利用者の状態に応じた計画を立て個別訓練と集団訓練を行います。
- ・レクリエーション・・・・・・・・季節の行事、小グループでの趣味の活動、誕生会などを行います。
- ・その他・・・・・・・・・・ご不明なことは担当職員にお問い合わせください。

## 7 緊急時の連絡

サービスの提供中に、事故等が発生した際には、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者に連絡をいたします。

### 主治医

病院又は診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

### 緊急連絡先

①氏名 (続柄)	②氏名 (続柄)
住所	住所
電話番号	電話番号

## 8 非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画規定により生命の安全を最優先に避難します。
- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火戸、排煙設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、粉末消火設備、避難用すべり台
- ・防災訓練 年2回以上
- ・防火管理者 鈴木 誠

## 9 苦情処理

苦情があった場合、苦情対応委員会（責任者 井上達哉）で苦情内容の確認や改善方法を検討し、解決に向けて迅速に対応する。

(1) 当事業所の相談・苦情の受付窓口

事務室および各サービスステーションで受け付けています。

[担当職員] 事務長 鈴木 誠  
総看護師長 岩田 公江  
支援相談員 石田 有理奈 谷本 修 渡辺 克欣  
電話 03-5671-6003

(2) その他

区役所、国保連の介護保険の窓口でもご相談いただけます。

主な窓口

◇葛飾区 福祉管理課 企画係 (福祉サービス苦情調整委員事務局)  
葛飾区立石5-13-1  
03-3695-1111 内線2309

◇東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導課  
千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階  
03-6238-0011 (大代表)

1.0 事故発生時の対応

葛飾区の要領に基づき、葛飾区へ報告すべき事故が発生した場合、速やかに葛飾区および当該保険者に報告します。また、同時に家族等に連絡します。

1.1 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のための必要な措置

(2) 事業所は、サービス提供中に、事業者設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区に通報するものとする。

1.2 当法人の概要

法人名	医療法人 丸山会
代表者役職・氏名	理事長 丸山和敏
法人所在地	長野県上田市中丸子1771番地1
法人電話番号	0268-42-1111
定款の目的に定めた事業	1. 病院の経営 丸子中央病院 2. 診療所の経営 上田透析クリニック 3. 介護医療院の経営 丸子中央病院介護医療院 ケアあおぞら 介護医療院 ケア大宮花の丘 4. 介護老人保健施設の経営 御所苑 ケアまるこ ケア新小岩 ケア東久留米

## 5. その他これに付随する業務

訪問看護ステーション

そよ風訪問看護ステーション

御所苑訪問看護ステーション

御所苑訪問看護ステーション あおきサテライト

居宅介護支援事業所

丸子中央病院居宅介護支援センター

御所苑居宅介護支援センター

ケア新小岩居宅介護支援センター

ケア大宮花の丘居宅介護支援センター

ケア東久留米居宅介護支援センター

地域包括支援センター

城下地域包括支援センター

在宅介護支援センター

東久留米市在宅介護支援センター

事業所数

\*病 院

1ヶ所

一般病床 99床 地域包括ケア病床 50床

療養病床 50床 (医療型)

介護保険サービス：通所リハビリテーション (介護予防含む)

通所型サービス A (総合事業)

訪問リハビリテーション (介護予防含む)

\*診 療 所

1ヶ所 (透析専門診療所)

\*介護医療院

2ヶ所

介護保険サービス：介護医療院 短期入所療養介護

\*介護老人保健施設

4ヶ所

介護保険サービス：介護老人保健施設

短期入所療養介護 (介護予防含む)

通所リハビリテーション (介護予防含む)

訪問リハビリテーション (介護予防含む・2ヶ所)

\*訪問看護ステーション

2ヶ所 (サテライト事業所 1ヶ所)

介護保険サービス：訪問看護 (介護予防含む)

\*居宅介護支援事業所

5ヶ所

介護保険サービス：居宅介護支援 (介護予防含む)

\*地域包括支援センター

1ヶ所

介護保険サービス：介護予防支援

\*在宅介護支援センター

1ヶ所

### 1.3 実習生の受け入れ

大学や専門学校等の実習生を受け入れています。その際、入所・通所の利用者様の身体等の個人情報を提供することがありますが、秘密保持に努め、外部に情報を漏らさないこと等の誓約書を実習生から取り、個人情報保護法を遵守させることを徹底します。